

◎新潟県教育委員会訓令第4号

教育庁本庁
出先機関
教育機関
県立学校

新潟県教育委員会事務委任規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(出先機関及び教育機関の長への共通委任)</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、出先機関及び教育機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(4)の2 (略)</p> <p>(5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業、高齢者部分休業、<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8—55号）第24条第1項に定める休業及び職務専念義務の免除の承認等</u>をすること（出先機関又は教育機関の長の5日以上に係るもの（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第15条第1項第13号に規定する休暇（以下「夏季休暇」という。）を除く。）、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。）。</p> <p>(5)の2～(9) (略)</p> <p>(県立学校長への委任)</p> <p>第5条の2 次に掲げる事務は、県立学校長に委任する。</p> <p>(1)～(1)の6 (略)</p> <p>(1)の7 職員の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第24条第1項に定める休業及び職務専念義務の免除の承認</u>をすること（県立学校長の5日以上のもの並びに研修及び兼職に係るものを除く。）。</p> <p>(1)の8～(10) (略)</p>	<p>(出先機関及び教育機関の長への共通委任)</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、出先機関及び教育機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(4)の2 (略)</p> <p>(5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除の承認等をする事（出先機関又は教育機関の長の5日以上に係るもの（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8—55号）第15条第1項第13号に規定する休暇（以下「夏季休暇」という。）を除く。）、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。）。</p> <p>(5)の2～(9) (略)</p> <p>(県立学校長への委任)</p> <p>第5条の2 次に掲げる事務は、県立学校長に委任する。</p> <p>(1)～(1)の6 (略)</p> <p>(1)の7 職員の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除の承認をすること（県立学校長の5日以上のもの並びに研修及び兼職に係るものを除く。）。</p> <p>(1)の8～(10) (略)</p>